

異常気象時における注意事項

1 「特別警報」が発表された場合

- (1) 登校する以前に、「特別警報」が、小牧市もしくは隣接する市町村に発表されている場合は、当日の授業を行わない。
- (2) 登校後に、「特別警報」が、小牧市もしくは隣接する市町村に発表された場合は、生命・安全を確保する最善の対応を行う。
- (3) 注意事項

ア 警報が解除されても、居住地または通学経路に「特別警報」が発表されている場合や、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合、交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、登校しなくてよい。

イ 登下校時

- ・校舎及び家の軒下付近を通る時は、落下物等に注意する。
- ・切れている電線には、くれぐれも注意して、触れないようする。
- ・土砂崩れや冠水箇所には、じゅうぶんに注意する。

ウ 家庭や付近の学友に、被害等があった時には、迅速に学校に連絡する。

2 「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合

- (1) 登校する以前に、「暴風警報」・「暴風雪警報」が、小牧市もしくは隣接する市町村に発表されている場合

ア 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。

イ 始業時刻2時間前以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て、授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、当日の授業を行わない。

ただし、居住地または通学経路に「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されている場合や、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合、交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、登校しなくてよい。

(2) 注意事項

ア 警報が解除されても、居住地または通学経路に「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表されている場合や、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合、交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、登校しなくてよい。

イ 登下校時

- ・校舎及び家の軒下付近を通る時は、落下物等に注意する。
- ・切れている電線には、くれぐれも注意して、触れないようする。
- ・土砂崩れや冠水箇所には、じゅうぶんに注意する。

ウ 家庭や付近の学友に、被害等があった時には、迅速に学校に連絡する。